

村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果

【提出された意見の集計結果】

案件の名称	村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）、村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）及び村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についてのご意見	
意見提出期間	平成26年7月1日 ～ 平成26年7月22日（22日間）	
意見の提出者数	1 人	
意見の提出件数	5 件	
意見の受付状況	持参	0人
	郵送	0人
	ファクシミリ	0人
	電子メール	1人

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	荒川子育て支援センターについて、昨年度までは、他の支援センターにおいても荒川子育て支援センターのおたよりを入手することができたが、現在は設置されていない。また市のホームページも荒川子育て支援センターの情報だけが公開されていない。センターの情報や様子を知ることができず不便である。	貴重なご意見、ありがとうございます。 指定管理者である社会福祉法人颯和会と調整し、これまでと変わらぬ情報提供ができるよう努めてまいります。
2	村上市が市内すべての保育施設、事業について実施責任を果たすこと。	市は、指定管理者制度を導入したあらかわ保育園をはじめ、全ての保育園、事業について、児童福祉法第24条の責任に加え、公立の保育園の設置者として責任を持って、保育の実施責任を果たしていきます。

3	村上市の現行水準を維持、拡充すること。	<p>市民の皆さまの子ども・子育てに係るニーズを把握するために、平成 25 年度に実施した「ニーズ調査」の結果を踏まえ、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援に関する需給計画などを定めた「村上市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めているところです。</p> <p>新制度では、この事業計画に基づき、地域のニーズに合わせて現行水準を維持しながら、各種子育て支援事業を進めていきます。</p>
4	保育料値上げにならないよう保護者負担を軽減すること。	<p>利用される方にご負担いただく保育料（利用者負担額）については、国が定める基準を上限として、所得に応じて村上市が定めることとされており、現行の負担水準が保たれるよう、現在検討を進めています。</p> <p>これまでどおり、要保護・準要保護世帯への保育料の減免は、継続して行う予定です。</p>
5	保育、子育て支援で働く人の処遇を改善すること。	<p>保育士等の処遇改善の施策を進めていきます。また、職員のスキルアップにも取り組んでいきます。</p>